

## 最高裁に公正判断を求める要請署名のお願い

北村慈郎牧師「教師免職処分無効訴訟」へのご支援を心から感謝申し上げます。

さて、現在北村裁判は最高裁に上告中です。最高裁判所は高等裁判所までの判決が憲法に違反していないかどうかを判断するところで、地方裁判所、高等裁判所のように法廷を何度か開いて準備書面及び口頭弁論のやりとりをすることはありません。最高裁判所への上告の結果が出る時のパターンは三つあります。

(1) 門前払い1、(2)門前払い2、(3)判決の変更もしくは高裁への差し戻し

(1) の場合2~3 ヶ月後（この期間もはつきりせず年単位になることもある）に突然紙切れ一枚（決定）が来て上告棄却となります。(2)の場合判決の結論は敗訴で変わりませんが、憲法上等の重要な問題がある上告については、突然判決言渡期日の通知が来て、期日に上告棄却判決が言い渡されます。(3)の場合、何時かはわかりませんが、突然口頭弁論を開く通知が来ます。その場合は判決が変更されるか、高裁差し戻しとなります。口頭弁論を開いた後、判決言渡期日が指定されます。

私たちが求める結果は(3)の口頭弁論が開かれ、判決が変更若しくは高裁差し戻しとなることです。そのためにできることがあります。今回支援会では、先ず「要請署名」を皆さんにお願いすることにしました。ただ上告はしましたが、北村裁判の上告がどの法廷で取り扱われるかは、まだ最高裁から連絡が来ていません。最高裁からの連絡が来ますと、取り扱う法廷が決まりますので、その法廷宛てに「要請署名」を提出できます。しかし、まだどこの法廷で取り扱われるかが決まっていませんので、最高裁判所へ持っていくことはできませんが、支援会では、前もって「要請署名」を集めておき、決まりましたら直ちに集まったものを最高裁判所に提出したいと考えています。従って、皆さんに今回お願いする「要請署名」用紙には、宛先がただ最高裁判所となっているだけで、その後が空白となっています。また日付も年月日だけで、具体的な数字は入っていません。取り扱う法廷が決まりましたら、支援会の方で宛先と日付を入れて、最高裁判所に持って行きますので、宛先、日付は空白のまま署名して頂いたものを支援会に送っていただけませんかでしょうか。

よい結果を最高裁で出すために、ご協力をよろしくお願いいたします。

2013年10月16日

原 告

北村慈郎牧師を支援する会

### 《要請署名についての注意事項》

- ① 署名用紙は一枚に5名が書けるようになっていきます。それぞれ氏名と住所を略さずに（上の欄に書いてある下に「同」とか「リ」ではなく）お書き下さい。
- ② 住所は県名が必要な地域以外は市町村名で結構です。
- ③ 署名者は日本基督教団の信徒・教職だけではなく、他教派の方でも、キリスト者でない方でも、誰でもかまいません。但し、一名一回限りでおねがいします。
- ④ 一次〆切は、2013年11月4日  
二次〆切は、2013年12月31日  
（最終締め切りは、11月4日の報告討論集会の内容をまとめて出します通信9号をご覧ください。）
- ⑤ ご署名頂いた用紙は、集まり次第一次〆切日、二次〆切日までに同封の封筒等で下記宛にお送りください。誠に申し訳ありませんが、送料はご負担くださいますようお願い致します。
- ⑥ 要請署名用紙は支援して下さっている個人及び団体に送らせて頂きます。教団諸教会・伝道所の全てには送っていませんので、皆さんからお知り合いを通して諸教会・伝道所にも広げて頂ければ幸いです。
- ⑦ なお、北村慈郎牧師を支援する会ホームページ (<http://k-saiban.com/>) から署名用紙はダウンロードできます。

(送り先) 〒242-0022 神奈川県大和市柳橋3-3-2 久保博夫方

北村慈郎牧師を支援する会 宛